

3 公的医療機関等及び独法医療機関並びに社会医療法人の役割

- ・公的医療機関等は、従来から、救急医療や高度医療、へき地医療等の政策的な医療を担い、地域において中核的な役割を果たしています。
- ・医師不足の深刻化等、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中で、公的医療機関等は、地域医療構想の達成に向け、「公的医療機関等 2025 プラン」を策定するとともに、地域医療構想調整会議に提示し、具体的な議論を進めていくこととされており、その役割が期待されています。
- ・公立病院については、健全な経営、医師不足への対応等の観点から、必要に応じてそのあり方を見直し、民間医療機関も含めた医療機関相互の機能分化と連携を進めていくことが必要です。県内の全ての公立病院は、総務省が策定した「新公立病院改革ガイドライン」（平成 27 年 3 月策定）を踏まえて、平成 29 年 3 月までに新公立病院改革プランを策定し、病院事業の経営改善や地域医療構想を踏まえた役割を明確化することとしており、重要な役割を担っています。
- ・社会医療法人は、平成 18 年の医療法改正において制度が創設され、へき地医療や小児救急医療等の公益性の高い分野を担うなど、重要な役割を果たしています。

(1) 国立大学法人 愛媛大学医学部附属病院

- ・高度・先進的な医療の提供、技術開発、研修等の機能を有しており、県全体の医療機関の機能高度化を牽引する役割を担うとともに、本県唯一の特定機能病院として、一般的な医療を担う医療機関との医療連携を推進しています。
- ・救急医療体制においても、二次医療圏を越えた広域をカバーする三次救急医療施設としての役割を担っています。
- ・災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、エイズ拠点病院（指導病院）、第一種感染症指定医療機関等、政策医療の拠点としての機能を有しており、今後、一層の機能強化と連携の強化が期待されています。
- ・医学部の附属病院として、地域医療に従事する医師の養成の拡充が望まれます。

(2) 独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター

- ・県がん診療連携拠点病院として、地域がん診療連携拠点病院をはじめ県内の医療機関と連携し、県内のがん医療の向上と、がんに係る医療連携体制の整備を推進しています。
- ・厚生労働省が策定した政策医療ネットワークにおける四国ブロックがん基幹医療施設に位置付けられており、ナショナルセンターである国立がんセンターとの連携のもとに、診療・研究・教育・情報発信等の機能の一層の発揮が期待されています。

(3) 独立行政法人国立病院機構 愛媛医療センター

- ・結核、胸部慢性疾患、循環器疾患、脳卒中リハビリテーション、重度心身障がい児（者）等の診療を行っており、引き続き取り組むことが期待されています。
- ・結核医療における四国ブロックの基幹医療施設として、多剤耐性結核等への対応等、高度な結核診療機能に取り組むとともに、エイズ拠点病院（専門協力施設）としても位置付けられています。
- ・本県の難病医療拠点病院であり、神経難病を中心に高度な医療を提供するとともに、難病医療等の確保に向け関係機関との連携等を推進しており、今後、一層の機能の拡充が期待され

ています。

(4) 独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛労災病院

- ・ 勤労者の職場に関連する疾病や負傷等に対する医療において中核的役割を担っており、メンタルヘルスや女性専用外来等、勤労者の抱える健康課題にきめ細かく対応しています。労働災害の発生に対応できる急性期医療や、労災に係る予防医療、高度専門医療について、引き続き取組みを強化することが期待されています。
- ・ 地域医療機関との連携を進め、地域医療機関では対応が困難な重症労災患者等に専門性の高い医療を提供するとともに、病院の開放や各企業所属の産業医等に対する研修の実施等に引き続き取り組むことが期待されています。
- ・ 今後は、時代のニーズにあった医療を提供すべく、労災医療のみならず勤労者医療、急性期医療を中心とした一般医療、老人医療、がん医療、救急医療にも力を入れることが期待されています。

(5) 県立医療機関

- ・ 県立中央病院、県立今治病院、県立南宇和病院及び県立新居浜病院の4病院は、民間の医療機関では対応が困難な救急医療、災害医療やへき地医療支援等、政策的に実施すべき医療の分野において積極的な役割を担うことが期待されています。
- ・ 一般医療の確保や病診連携、二次・三次の救急医療、循環器、がん疾患等の高度医療、重症未熟児、骨髄移植等の特殊医療等の提供、さらには地域に欠けている医療の補完、へき地医療の支援等に積極的に取り組み、地域の中核的医療機関としての役割を果たします。
- ・ 臨床研修病院として、地域医療に従事する医師の養成に努めるほか、県立中央病院においては、ドクタープール制度の受け皿としての役割を担います。
- ・ 県立中央病院は、平成26年12月から新病院が完成しており、高度救命救急センター、総合周産期母子医療センター、災害基幹拠点病院、ドクターヘリの基地病院等の拠点的功能の一層の拡充を図ってまいります。
- ・ 医師不足が深刻化する中で、地域の実情に応じた広域的な視点から地域の医療機関相互の機能分化と連携を推進し、地域において必要な医療の確保に努めます。

(6) 市町立医療機関

- ・ 市町立病院は、地域の中核的な病院として一般医療、救急医療、災害医療、へき地医療支援及び専門的な医療分野において重要な役割を担っており、施設整備や診療機能の充実を図るとともに、医師等医療従事者を確保し、地域の医療機関相互の連携の中心となることが期待されています。
- ・ 診療所は、住民のプライマリ・ケアを担っており、特にへき地においては保健・福祉分野にわたるサービスも含む総合的な医療の提供が期待されています。
- ・ 引き続き地域の医療機関相互の連携を促進するとともに、医師等医療従事者不足の深刻化や地域の道路事情の改善等の環境変化を踏まえ、必要に応じて市町立病院の機能等の見直しを行います。

(7) 公的医療機関

- ・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、医師会等が開設した公的性格を持つ病院についても、その設置の理念、目的、使命等に基づき運営がなされているところです。救急医療等地域において必要な医療に、引き続き積極的に取り組むことが期待されています。

(8) 社会医療法人

- ・社会医療法人は、収益業務の実施や社会医療法人債の発行が認められる一方で、救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）等を行うこととされており、知事が、医療審議会の意見を聴いて、社会医療法人として認定する制度で、本県でも、平成20年度の初認定以来、7法人が認定を受けています。

〔社会医療法人の認定状況〕

(平成29年10月1日現在)

医療法人名	医療機関名称	区分	認定日
社会医療法人社団 更生会	村上記念病院	救急医療	平成20年12月1日
社会医療法人 同心会	西条中央病院	小児救急医療	平成21年12月1日
社会医療法人 真泉会	今治第一病院	救急医療	平成21年12月1日
社会医療法人 生きる会	瀬戸内海病院	救急医療	平成22年1月1日
社会医療法人 石川記念会	H I T O病院	救急医療	平成24年12月1日
社会医療法人 北斗会	大洲中央病院	救急医療	平成27年12月1日
社会医療法人 笠置記念胸部外科	松山笠置記念心臓血管病院	救急医療	平成28年5月1日

- ・今後、救急医療やへき地医療等、公益性の高い分野を担っている医療機関を開設する多くの医療法人において、社会医療法人の認定を受け、良質かつ適切な医療をより効率的・永続的に提供する体制を確保されることが期待されています。

4 医療に関する情報の提供の推進

- ・県民が適切な医療を自ら選択できる環境を整備するためには、医療機関の医療機能に関する情報をわかりやすく提供する必要があります。
- ・医療制度改革では、患者や国民が医療を適切に選択することを支援し、患者の視点に立った医療の提供を一層推進するため、都道府県を通じた医療機能に関する情報の公表制度の創設や広告規制の大幅な緩和、入院診療計画書及び退院療養計画書の作成の促進等、医療に関する情報提供が一層推進されたところです。
- ・患者本位の医療を実現するためには、患者一人ひとりに対するインフォームド・コンセントや診療録の開示等の診療に関する情報提供を普及する必要があります。
- ・地域における医療提供体制は、それぞれの医療機関が地域において果たす役割を踏まえ、急性期から回復期・慢性期、疾病予防・介護予防まで含めた切れ目ない連携体制を構築する必要があることから、病病連携及び病診連携をより一層進める必要があります。

(1) 医療機能に関する情報の提供（病病・病診連携含む。）

①現状と課題

- 医療機関の医療機能に関する情報については、医療機関の実施する広告や院内掲示のほか、医療機関や医師会のホームページ、独立行政法人福祉医療機構のホームページ等により提供されています。
- 県においても、えひめ医療情報ネット（広域災害救急医療情報システム）において、県内の病院・診療所について、診療科目、診療時間、特殊診療機能等の情報を提供しています。
- 医療法に基づく医療機能情報提供制度では、
 - ・医療機関の管理者は、医療機能に関する情報を知事に報告するとともに、医療機関において閲覧に供する。患者等からの相談に適切に応ずるよう努める
 - ・知事は、医療機関から報告された情報を、インターネット等により、県民に分かりやすく提供するとされています。また、薬局についても、同様の情報提供制度が創設されています。
- 広告についても、従来は、広告可能な事項を個別に細かく列挙していましたが、平成 18 年の医療法改正により、包括的な規定に緩和されました。
- 病病連携・病診連携については、地域医療構想調整会議において、各医療機関が地域において果たす役割の明確化、連携体制の構築に向け検討を進めているところです。

②対策

- ・医療機関は、医療機能情報提供制度の趣旨を踏まえ、正確な情報の提供と、患者等からの相談に対する適切な対応に努めます。
- ・県は、医療機能情報提供制度が実効性あるものとなるよう、利用しやすいシステムの構築と医療機関に対する適切な指導を推進します。
- ・県及び保健所を設置する市の長は、医療機関の行う広告が法令に沿った適切なものであるよう、適宜指導を行います。
- ・県民は、これらの医療機能に係る情報を有効に活用し、それぞれの医療機関が地域で果たしている機能・役割に対する理解を深め、地域の貴重な医療資源として適切に利用することが期待されています。
- ・医療機関については、これらの医療機能に基づき、地域において必要とされる医療機能のうち、自らが担うべき機能を判断した上で、地域医療構想調整会議等においてその担うべき機能を明確化し、その体制整備に主体的に取り組むことが期待されています。
- ・病病連携や病診連携等、医療機関及び関係機関との連携に当たり、効率的に患者の診療情報等を共有するため、情報通信技術（ICT）の活用を検討します。

(2) 診療に関する情報の提供

①現状と課題

- ・医療の主役は患者であるとの視点に立って、インフォームド・コンセント、セカンドオピニオン、診療録の開示等、患者一人ひとりに対する診療に係る情報の提供や相談支援等の取組みが進められています。
- ・患者に対する情報提供の状況を見ると、セカンドオピニオンのための診療情報の提供を行

っている施設数は 485、情報開示に関する窓口を設置している施設数は 447、患者満足度調査を実施している施設数は 132 となっています。

〔患者に対する情報提供の状況〕

	宇摩	新居浜 ・西条	今治	松山	八幡浜 ・大洲	宇和島
セカンドオピニオンのための診療情報提供の状況	22	66	56	239	59	43
情報開示に関する窓口設置の状況	24	61	52	212	63	35
患者満足度調査の実施状況	8	22	20	60	15	7

(「えひめ医療情報ネット」から集計 (平成 29 年 11 月 1 日現在))

- ・医療法では、医療機関の管理者は、入院患者に対し、入院中の治療に関する計画書を交付し、患者又はその家族に対し適切な説明を行うこととされています。また、退院時には、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスについて記載した書面を交付し、適切な説明をするよう努めることとされています。

②対策

- ・医療機関においては、入院診療計画及び退院療養計画の説明はもとより、インフォームド・コンセント等の患者に対する診療情報の積極的な提供に努めます。
- ・医師会及び行政は、医療機関に対しては、診療に関する情報提供の充実を、また、県民に対しては、それらの情報を適切に利用して、主体的に医療に参加するよう働きかけます。
- ・クリティカルパス及び地域連携クリティカルパスは、患者にわかりやすく診療内容を提示するとともに、患者の医療参加及び患者と医療機関との信頼構築に資するものであり、インフォームド・コンセントや、入院診療計画書及び退院療養計画書を円滑に行うためにも、導入の促進を図ります。

5 薬局の役割

- ・薬局は、医療提供施設として位置付けられており、その機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ医療を提供する責務を負っています。
- ・また、在宅医療を受けている患者の居宅等において、処方箋の確認等の調剤業務の一部を行うことが認められており、在宅医療において重要な役割を担うことが期待されています。

(1)現状と課題

- ・医薬分業は、医師が患者の診断・治療を行い、薬剤師が医師の処方箋に基づく調剤や薬歴管理・服薬指導を行うことにより、薬の重複投与や副作用の防止等の効果を求めるものであり、本県でも徐々に広がりつつありますが、平成 28 年度の医薬分業率は約 57%で、全国の分業率約 72%と比較して低位であり、県内でも進捗状況に格差が見られます。医薬分業が進捗しない理由としては、「近くに薬局がない」「患者が希望しない」「薬剤師が不足している」など

の理由が挙げられています。

- ・薬局に対して、医薬品安全管理責任者の設置や手順書の作成等、医療安全のための対策が求められています。
- ・薬局の処方箋応需体制の整備や、保険薬局の指定、休日・夜間の応需体制、患者のための薬局ビジョンの推進を踏まえたかかりつけ薬局・薬剤師の普及、医薬品の備蓄等の取組みを進めています。県薬剤師会には薬事情報センターが設置され、医薬品情報の収集・提供等が行われています。
- ・平成 28 年度に、県薬剤師会は、地域包括ケアシステムの一端を担う在宅医療を実施する薬局・薬剤師の支援を行い、関連する多職種との連携を図ることを目的として「在宅薬局支援センター」を県薬剤師会に設置しました。
- ・薬局は、医療提供施設として、5 疾病 5 事業ごとの医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品や医療・衛生材料等の提供拠点としての役割を担うことが求められています。また、在宅医療については、疼痛緩和ケアを受ける患者に対する麻薬の供給をはじめ、在宅患者への医薬品・医療材料の供給及び管理、服薬指導のほか、医療機関等や他職種関係者との連携等を行うことにより、在宅医療の推進に寄与することが期待されています。

(2) 対策

- ・薬局は、投薬の処方箋チェック、薬歴管理・服薬指導の徹底、薬の重複投与及び副作用の防止等、薬物療法の有効性・安全性を確保するとともに、薬局の処方箋応需体制を確立します。
- ・薬局は、医療提供施設として、医薬品等の安全管理体制の整備や、調剤を含めた医薬品の販売等に当たっての情報提供・相談応需体制の整備に努めます。
- ・県薬剤師会は、薬剤師の業務の高度化、多様化に対応するため、各種研修事業を実施し、薬剤師の資質の向上を図ります。
- ・県薬剤師会及び薬局は、休日・夜間における医薬品供給体制の拡充を検討します。
- ・県及び県薬剤師会は、医薬分業のシステム、メリット、かかりつけ薬局について、普及啓発活動を一層推進します。
- ・県及び県薬剤師会は、「在宅対応可能薬局」の育成に努めるとともに、対応可能薬局について分かりやすい方法で広報します。
- ・薬局は、在宅医療に積極的に取り組むとともに、医薬品の供給拠点として、5 疾病 5 事業の医療連携体制の中で積極的な役割を担うよう努めます。
- ・薬局は、疼痛緩和ケアを受ける患者を支援するため、麻薬小売業の免許を取得し、医療用麻薬の供給を行う体制の整備に努めます。
- ・県は、薬局機能情報を分かりやすい形で県民に提供し、県民からの相談等に適切に応じる仕組みを制度化することにより、患者・県民等による薬局の適切な選択を支援します。また、薬局をはじめ医療提供施設等は、これらの情報を活用し、地域における医療連携体制の構築に努めます。
- ・県及び県薬剤師会は、災害時における医薬品等確保供給体制の整備並びに派遣薬剤師の確保に努めます。

6 訪問看護ステーションの役割

- ・訪問看護は、在宅において、患者の医療処置や療養生活の支援等のサービスを提供するもので、病院・診療所のほかに訪問看護ステーションが実施しています。
- ・高齢化が進展する中で、患者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、24時間切れ目のない医療サービスが提供されるとともに、居宅等へ円滑に療養の場を移すことが必要であり、訪問看護ステーションの役割は重要となっています。
- ・また、高齢多死社会を迎え、在宅においても、看取りや重症度の高い利用者への対応も重要となっています。

(1) 現状と課題

- ・県内の訪問看護ステーション数や従事者数には地域偏在が生じており、各地域でニーズに対応できる体制の確保が課題となっています。

	宇摩	新居浜・西条	今治	松山	八幡浜・大洲	宇和島
訪問看護事業所数 (H25)	6	14	5	49	9	11
訪問看護ステーション従業者数 (H27)	29.4	76.8	46.3	423.3	67.4	74.4

(厚生労働省「医療計画作成支援データブック（介護サービス施設事業所調査）」)

- ・訪問看護ステーションの多くは小規模な事業所となっており、看取りや重症度の高い利用者、急変時に備えた24時間体制等、多様なニーズへの対応が課題となっています。

	宇摩	新居浜・西条	今治	松山	八幡浜・大洲	宇和島
24時間対応体制加算の届出をしている訪問看護ステーション数	8	13	7	68	8	19
機能強化型訪問看護管理療養費の届出をしている訪問看護ステーション数	1	0	1	2	0	0

(四国厚生支局HP（訪問看護事業所の届出受理状況）)

- ・地域には、高齢者のほか小児患者や難病患者等の幅広い患者がおり、各地域で切れ目なく円滑に療養支援を行うため、地域の医療機関や福祉サービス等、関係機関との連携が重要です。

(2) 対策

- ・各種研修会の開催等、訪問看護を担う看護師等の人材の確保・養成に取り組みます。
- ・連携会議等を通じて訪問看護ステーション間や関係機関との連携強化を図るとともに、機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備に努めます。
- ・日常的に医療を必要とする小児患者や難病患者等に対応するため、医療・福祉サービスを提供する関係機関との連携を強化します。

7 医療の安全の確保

近年、度重なる医療事故や院内感染の発生により、医療の安全に対する県民の関心は高まっており、医療の安全性の向上と信頼の確保は医療行政の最重要課題となっています。

現在、医療法で規定されている、医療安全に係る主なものは次のとおりです。

- ・全ての医療機関は、医療の安全管理、院内感染対策、医薬品・医療機器の安全管理のための体制の確保が義務付けられているほか、平成27年10月から施行された医療事故調査制度により、予期せぬ死亡事故が発生した場合は医療事故調査・支援センターへ届け出ることとなっています。
- ・特定機能病院や国立病院機構の開設する病院等については、死亡事故以外でも障がいが残った事例や事故発生の予防や再発防止に資すると認める事例について、厚生労働省の登録を受けた（公財）日本医療機能評価機構に報告する必要があります。（公財）日本医療機能評価機構は全国から集積した情報を分析するとともに、発生予防・再発防止策を公表しています。
- ・県や保健所設置市は、患者等からの医療に関する苦情や相談への対応、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供、医療機関の従業者に対する研修の実施等を行う「医療安全支援センター」の設置について努力義務が課されています。

(1) 医療の安全を確保するための措置

①現状と課題

- ・県では、全ての医療機関を対象として計画的に立入検査を実施し、医師等医療従事者の充足状況や安全管理体制の整備状況、医薬品の管理状況、医療機器の保守点検状況等について確認しています。また、医療事故調査制度や高難度新規医療技術等を用いた医療の提供に対応する適切な体制が整っているかなどについて確認しています。
- ・医療機関における医療安全に対する意識向上を目的として、医療機関自らが安全管理対策等のチェックを行う自主管理票を導入しています。
- ・（公財）日本医療機能評価機構への事故報告については、県内では、医療法で義務付けられている3つの医療機関のほか、任意で12の医療機関（平成29年3月31日現在）が参加しています。これとは別に、全ての医療機関に対し、医療事故が発生した場合、県に対し各保健所を通じて任意で情報提供するよう協力を依頼しています。
- ・医療機関における医療相談体制については、特定機能病院、臨床研修病院に患者相談窓口の設置が義務付けられていますが、その他の病院、診療所でも表1のとおり設置されています。

〔表1 県内の医療機関における医療相談（患者相談）対応窓口設置数〕

	総数	患者相談窓口設置数	設置率 (%)
病院	141	119	84.4
一般診療所	1,264	26	2.1
歯科診療所	696	34	4.9

（「えひめ医療情報ネット」から集計（平成29年11月1日現在））

②対策

- ・県は、医療の高度化、複雑化に対応するため、医療監視員の資質向上を図る研修会を開催し、質の高い立入検査手法の標準化に努めます。
- ・県は、医療の安全管理を医療監視の重点事項と位置づけ、医療法に基づく立入検査の機会を利用して、院内感染防止対策や医療機器の保守管理体制等について、医療機関に適切な指導、助言を行い、安全な医療の提供を図ります。
- ・県は、医療事故発生時の任意での情報提供について、引き続き医療機関等に対する啓発を行います。
- ・医療機関は、医療法に基づき、医療安全の確保に関する体制整備等に努めます。

(2) 医療安全支援センター

①現状と課題

- ・県内には表2のとおり全ての二次医療圏ごとに医療安全支援センターが設置されています。また、松山市は医療安全推進協議会を設置しており、センターの運営方針や医療安全の推進のための方策等について検討しています。

〔表2 県内の医療安全支援センター設置状況〕

地域	設置場所
全域	県庁保健福祉部社会福祉医療局医療対策課
宇摩圏域	四国中央保健所
西条・新居浜圏域	西条保健所
今治圏域	今治保健所
松山圏域 (松山市除く)	中予保健所
八幡浜・大洲圏域	八幡浜保健所
宇和島圏域	宇和島保健所
松山市	松山市保健所

URL : http://www.pref.ehime.jp/h20150/1184706_1949.html

- ・医療に関する苦情や相談の状況は表3のとおりです。

〔表3 県内の医療安全支援センター（医療相談窓口）での相談件数〕

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
県医療対策課	204件	171件	145件	306件	281件
県6保健所計	128件	140件	177件	192件	201件
松山市保健所	926件	949件	965件	1,026件	880件
合計	1,258件	1,260件	1,287件	1,524件	1,362件

- ・保健所ごとに、医療機関でリスクマネジメントに関わる者等を対象に研修会を開催し、医療安全や院内感染対策に関する先進的な取組みの紹介や情報発信等を行っています。

- ・（公財）日本医療機能評価機構が公表している医療事故の発生予防・再発防止策をはじめ、医療安全に関する各種情報について、医療機関や関係団体への周知を図っています。

②対策

- ・ 県は、県民からの医療に関する苦情・相談等に適切に対応するため、医事法制や相談の技能等に関する研修を行い、相談員の資質向上に努めます。
- ・ 県は、各医療機関の医療安全管理者やリスクマネージャー等を対象とした研修会について、対象者や研修内容の拡充・充実を行い、医療機関における自主的な医療安全確保体制の整備・向上を図ります。
- ・ 県は、医療関係者を対象とした講習会等を積極的に開催し、より高度で実践的な医療安全対策について知識の普及を図るとともに、患者からの相談内容や苦情内容を医療現場へフィードバックすることにより、医療の信頼性の確保に努めます。